

令和7年度
白石市結婚新生活支援事業補助金

新婚生活を 応援します!

結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用
(住宅取得・住宅リフォーム・住宅賃貸・引越
越し費用等)の支援を行います。

対象世帯

夫婦ともに

39歳

以下の方

令和7年3月1日～令和8年3月31日
までに婚姻届を提出し受理された
ご夫婦

交付金額

基本

30万円

支給

夫婦ともに**29**歳以下の新婚世帯の
場合は**60**万円支給
※1,000円未満は切り捨て

所得制限

夫婦の合計所得が

500万円

未満の方

その他取得条件につきましては、
下記QRコードよりご確認ください

【お問い合わせ/申請窓口】
白石市役所
まちづくり推進課定住促進係

電話：0224-22-1327
FAX：0224-22-1451
メール：teiju@city.shiroishi.miyagi.jp



令和7年度白石新婚新生活支援事業補助金申請フロー

令和7年3月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦いずれもが39歳以下ですか？

はい

いいえ

…… 対象となりません

【添付書類】：婚姻後の戸籍謄本（婚姻後の本籍が白石市以外の場合）

補助金申請日において市内の住居に住民登録がありますか？

はい

いいえ

…… 対象となりません

夫婦の合算所得が500万円未満ですか？

いいえ

はい

【添付書類】：所得証明書
(申請日時時点で発行される最新の所得証明書)

夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っていますか？

はい

いいえ

…… 対象となりません

対象となる場合があります
ご相談ください

夫婦ともに市税等に滞納はありませんか？

ありません

あります

…… 対象となりません

結婚に伴った住宅取得・住宅リフォーム・住宅賃貸・引越費用ですか？

はい

いいえ

…… 対象となりません

【添付書類】：各契約書・領収証の写し ※名義は夫婦のいずれかであること

申請する経費は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払っていますか？

はい

いいえ

…… 対象となりません

申請

申請を希望する方は事前にご相談ください

また、詳細は白石市ホームページ「結婚新生活支援事業補助金」をご確認ください。